埼玉県
農業生産安全確認運動
（S－GAP）

～ 主穀編（米） ～

埼玉県マスコット
「コバトン」

埼玉県農林部農産物安全課

彩の国
埼玉県

『農業生産安全確認運動』は・・・

何のために実践するの？

みなさんは出かけるときに、こんなチェックをしていませんか

ガスの元栓や鍵閉め	家庭の安全を高める確認事項
携帯電話や車の鍵の持参	仕事や生活を円滑に進めるのに必要な確認事項
傘の持参	雨降りの天気予報など、該当する場合に必要な確認事項

普段の農業経営では何をチェックする必要があるでしょうか？

1 経営の安全

○異物混入の防止
○農薬の適正使用
○廃棄物の適正処理
○農地情報の整理
など

2 経営の効率化

○資材の在庫管理
○作業場の清掃
○危険な場所の注意表示
○省エネの徹底
など

3 該当する場合

○養液栽培での汚染回避
○雇用者の労災保険加入
○特定外来生物の適正使用
○土壌くん蒸剤の適正使用
など

本書でチェックと改善を実践した結果

効率的で信頼性の高い農業経営

信頼されない農業とは・・・

○出荷物から使ってはいけない農薬が検出	出荷物から農薬残留基準違反で出荷停止
○ほ場にゴミが散乱、近所から苦情を受ける	近所から後ろ指を差されて、後継者が育たない
○出荷先から、使った資材について問い合わせを受けても答えられない	出荷作業中に機械が故障し、契約先に予定通り納品できない
○農地を許可なく借りて、使用している	違反転用が判明し、原状回復を求められる
○常時雇用者がいるのに保険に入っていない	雇用者が大けがをして、治療費で大ピンチ

効率の悪い経営
経営の継続が困難

『農業生産安全確認運動』は・・・

何をしたらいいの？

1　本書とチェックリストを入手します

2　チェック項目は44個の分野に分かれています

3　項目ごとに自分の農場をチェックしてみます

項目は『重要項目』と『推奨項目』に分かれています

4　それぞれの項目には『達成水準』がついています

5　自己判断で、達成が十分かどうか判断します

6　未達成と判断した項目は、速やかに改善を試みます

7　判断に迷う、改善の方法が不明等の場合、普及指導員や営業指導員に相談します

8　全項目を達成することにより、信頼される農業経営を目指します

『重要項目』とは法律や条令などに定めがあり、該当者すべてに実践が求められる項目です。
『推奨項目』とは法令上の義務ではないが、安全性を向上するのに役立つ取組であるため、ガイドラインなどで推奨されている項目です。

本書の使い方

項目番号が星マークとなっているのは**重要項目**を表しています。

重要項目とは、法令で遵守を義務づけられているなど、S－GAPを実践する上で特に重要と位置づけている取組項目です。

チェックリストに掲げた項目

1 ほ場や作業場などをきれいに保っていますか

食品安全
労働安全

食品安全、環境保全、労働安全、他（全般）の別を表示

この項目を実施する必要性などを説明しています。

農場の衛生管理を徹底することは、適切な農場管理を行う上での基本です。結果として、農産物の汚染防止や、作業の安全確保、能率向上などにつながります。

この項目が達成されているかの判断水準です。

達成水準

作業場が整理整頓され、清潔に保たれている
ほ場が汚染される危険性について、あらかじめ把握している

達成水準を満たすため、どんなことに取り組めばよいかの具体的な例示です。

取組例

○作業場は定期的に清掃を行い、使わない機材や作物残さなどの廃棄物を放置しない。

○出荷・調整作業のある期間は、ペットを含め動物の作業場への侵入は可能な限り排除する。

この項目が、農林水産省公表の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」の何番に該当しているかを示しています。

国のガイドライン　1番

埼玉県農業生産安全確認運動チェックリスト（平成27年度版）

埼玉県農林部作成

No.	作付前にチェックする項目	区分※	確認日	備考
1	ほ場や作業場などをきれいに保っていますか	食･労	／	
2	栽培暦や施肥基準等に基づいて、肥料や土壌改良資材の施用量を決めていますか	環	／	
3	たい肥は、適切にたい肥化されたものを使っていますか	食･環	／	
4	たい肥や緑肥といった有機物を活用するなどして、持続可能な農業の実践に努めていますか	環	／	
5	施用した農薬が、水田から流出しないように努めていますか	環	／	
⑥	廃棄物はしっかり分類し、飛散･流出しないよう保管していますか	食･環	／	
⑦	プラスチックゴミなどの廃棄物は、許可のある業者に委託して処分していますか	環	／	
8	稲わらやもみ殻などは、畜産で利用したりほ場に還元したりするなどして、有効活用していますか	環	／	
9	省エネを心がけていますか	環	／	
10	倉庫やゴミ置き場などは、鳥獣などが集まってこないように管理していますか	食･環	／	
⑪	危険を伴う作業を把握し、事故回避のための対策をとっていますか	労	／	
⑫	農作業事故の危険が高い場所には、注意表示を掲示していますか	労	／	
13	農作業事故を未然に防止するために、作業環境の改善を行っていますか	労	／	
14	ケガや機械の故障など、トラブルが発生したときの連絡先を、リストにまとめていますか	労	／	
⑮	農薬･肥料･燃料などの農業用資材は、整理整頓し、適切に保管していますか	労	／	
⑯	農薬は、他の容器に移し替えないようにしていますか	食･労	／	
⑰	登録のある品種の種や苗などは、利用条件を把握していますか	他	／	
⑱	地番、面積、所有者や契約条件など、ほ場に関する情報を一覧にまとめていますか	他	／	参考様式
19	農薬や肥料の在庫を把握していますか	他	／	参考様式
20	農業資材の購入伝票は、ファイルなどに整理し、保存していますか	他	／	
㉑	チェックリストを基に、定期的に自己点検を行っていますか	他	／	
22	他の人に点検をしてもらい、その結果を基にした改善活動を行っていますか	他	／	
㉓	点検の結果、改善が必要なことが発見されたら、早急に対処しましたか	他	／	
㉔	出荷記録を、自分で作成･保存するか、販売委託先に依頼していますか	食･他	／	
25	出荷記録以外については、取引先などからの求めに対応できる期間、保存していますか	他	／	
㉖	用途限定米･食用不適米は、きちんと区分して取り扱っていますか	他	／	

No.	作付中にチェックする項目	区分※	確認日	備考
㉗	農薬は、登録を確認し、容器に書かれている使用条件を守っていますか	食	／	
28	農薬散布に利用する器具類は、使用のたびにしっかり点検し、使用後はよく洗っていますか	食・労	／	
㉙	周りのほ場に農薬が飛び散らないよう、十分に注意していますか	食・環	／	
30	体調が優れない状態での作業は控えていますか	食・労	／	
31	農産物の品質低下を防ぐ工夫をしていますか	食	／	
32	収穫・乾燥調整時に、異物混入による汚染や異品種混入などの防止に努めていますか	食	／	
33	散布農薬は、必要量をしっかり計算した上で計量をし、その都度使いきっていますか	環・他	／	
34	病害虫抵抗性品種の活用や、初期防除の徹底など、農薬散布を減らす努力をしていますか	環	／	
㉟	危険を伴う作業は、基本的に熟練者や資格を有する者が行うようにしていますか	労	／	
36	農作業安全をよく考慮した服装で作業していますか	労	／	
37	農業用機械は、使用説明書をよく読み、内容を理解してから、安全に留意して使用していますか	労	／	
㊳	農薬や肥料の使用簿をきちんと記録していますか	食・他	／	

No.	該当する場合チェックする項目	区分※	確認日	備考
39	カドミウム・ヒ素などの有害物質による、土壌汚染などがないことを確認していますか	食	／	
㊵	住宅地や人通りの多い道路などが、ほ場の近隣にある場合、周辺に配慮して農薬を使用していますか	環	／	
㊶	農作業中の事故の発生などに備えて各種保険に加入していますか	労	／	
42	強い雨などで土が流れ出してしまうようなほ場の場合、流出防止の対策を取っていますか	環	／	
43	大規模な乾燥調製・貯留施設を設置している場合、その管理者とオペレーターの責任分担を明確化していますか	労	／	
44	育成した品種・開発した技術・ブランド名などは、知的財産権を取得していますか	他	／	

※文字が赤い項目は重要項目であることを示している。
※【食】は食品安全 【環】は環境保全 【労】は労働安全 【他】はその他全般に関する項目であることを示している。

1 ほ場や作業場などをきれいに保っていますか

食品安全
労働安全

農場の衛生管理を徹底することは、適切な農場管理を行う上での基本です。結果として、農産物の汚染防止や、作業の安全確保、能率向上などにつながります。

達成水準

作業場が整理整頓され、清潔に保たれている
ほ場が汚染される危険性について、あらかじめ把握している

取組例

○作業場は定期的に清掃を行い、使わない機材や作物残さなどの廃棄物を放置しない。

○出荷・調整作業のある期間は、ペットを含め動物の作業場への侵入は可能な限り排除する。

○台風など、大雨のおそれがある場合には、作業場への水の浸入を防ぐ措置をとる。

○ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途（過去に廃棄物の不法投棄があった、隣接地に化学工場がある、といった情報）を確認し、ほ場の汚染リスクを把握する。

2 環境保全 栽培暦や施肥基準等に基づいて、肥料や土壌改良資材の施用量を決めていますか

ほ場へ過剰な資材を投入すると、環境に与える負荷が大きくなります。また、品種や移植時期等に合わせた施肥基準等に従って、肥料などの施用量を決めることは、食味の向上や収量向上につながります。

達成水準

栽培暦などを参考にして、肥料や土壌改良資材を施用している

取組例

○局所施肥の実施や肥効調節型肥料の利用をする等して減肥を心がける。

○県やＪＡから示されている栽培暦等を参考にして、施肥量や施肥方法を決めている。

○施肥用機械や器具の点検・整備を定期的に行い、精確な施用ができるようにする。

3 たい肥は、適切にたい肥化されたものを使っていますか

食品安全
環境保全

家畜ふんたい肥を施用する場合には、病原性微生物などによる汚染に注意します。切り返しや高温発酵などの工程を経た適切な製造が必要です。また、他者からたい肥を入手する場合は製造方法を確認するよう努めます。

達成水準

たい肥は６０℃以上で数日間発酵させるなど、適切にたい肥化されたものを使用する

取組例

○家畜ふんたい肥を製造する場合は、切り返し等により全体に空気が入るようにし、十分に発酵させる。

○たい肥化の際には、発酵熱で病原性微生物や雑草種子、寄生虫卵を殺滅するようにする。

○出来上がったたい肥に、原料である家畜ふんや製造途中のたい肥が触れたり混入したりしないように管理をする。

○たい肥を購入した場合は、原料・処理方法・分析結果（成分票）等をきちんと確認する。

4 環境保全 たい肥や緑肥といった有機物を活用するなどして、持続可能な農業の実践に努めていますか

たい肥や緑肥といった有機物をほ場にすき込むことは、地力の維持・増進に効果的です。また、環境保全型農業の推進という面からも、積極的な取組が求められます。

達成水準

持続可能な農業の一環として、有機物の施用に積極的に取り組んでいる

取組例

○たい肥や緑肥を施用することで、土壌への有機物の供給を図る。
○土壌改良の目的に応じて、適切な土壌改良資材を施用する。
○たい肥は、栽培暦や施肥基準などを参考に施用する。

5 環境保全 施用した農薬が、水田から流出しないように努めていますか

水田からの農薬の流出が原因の水質異常事故（魚類のへい死）などが発生しています。農薬のラベルに記載されている使用方法を守るとともに、魚毒性の高い農薬を利用しないようにします。

達成水準

農薬ラベルに記載されている止水期間を守ったり、魚毒性の低い農薬を使用している

取組例

○水質汚濁性の農薬をできるだけ使用しないようにする。
○農薬ラベルに記載されている使用方法を遵守する。

6 食品安全 環境保全 廃棄物はしっかり分類し、飛散・流出しないよう保管していますか

廃棄物は、ほ場や農産物の汚染源となるほか、作業上の支障となる可能性もあります。あとでリサイクルや処分がしやすいよう、可能な限り屋根のある保管場所を確保し、品目別に分別して保管します。

達成水準

廃棄物は、品目別に場所を決め、飛散・流出しないよう保管されている

取組例

○ゴミや廃棄物を処分するまでの間、環境に支障が出ないように保管をする。

○保管にあたっては処理を委託する業者の取扱品目別に分別する。

○衛生害虫（ハエ、蚊、ゴキブリなど）の発生源とならないよう適切に管理する。

○廃棄物の分類について不明な点がある場合は、市町村の環境対策課や、処理を委託する業者等に確認をとる。

国のガイドライン　20番

1 環境保全

プラスチックゴミなどの廃棄物は、許可のある業者に委託して処分していますか

農業生産上発生する廃棄物のうち、自家処理が困難な廃棄物は業者に委託します。特に、廃プラスチック類に分類されるゴミ（廃マルチなど）は多く発生するので、許可業者に委託し、関係書類はきちんと保存します。

達成水準

農業生産上発生した廃棄物は、地域のルールや法令を遵守して処理をしている

取組例

○廃棄物の処理は、地域で処理方法のルールがある場合、それに従って処理する。

○農薬の空容器、廃プラスチック等の廃棄物は、資格のある産業廃棄物処理業者やＪＡ等に処理を委託する。
相談先：埼玉県環境産業振興協会（電話０４８－８２２－３１３１）

○産業廃棄物処理業者に委託をした場合、契約書や産業廃棄物管理票（マニフェスト）を受け取り、最低５年間は保管する。また、委託状況を『産業廃棄物管理表交付等状況報告』にまとめ、翌年度の６月３０日までに管轄の環境管理事務所※へ提出する。
※さいたま市、川越市、越谷市は、それぞれの市町村の環境対策課が窓口

○廃棄物の焼却を自身で行おうとする場合は、行政機関等に廃棄物焼却に関する規制内容について確認をとる。

国のガイドライン　20番
21番

8 環境保全

稲わらやもみ殻などは、畜産で利用したりほ場に還元したりするなどして、有効活用していますか

稲わらやもみ殻などは、家畜の飼料・敷料等、農業資材として有効活用します。また、ほ場に還元すれば有機質資源としても活用できます。

達成水準

稲わらなどの有機物は、できるだけ有効活用し、廃棄物を減らしている

取組例

○稲わらやもみ殻などは、ほ場にすき込んで還元する。

○稲わらやもみ殻などは、畜産農家と連携して飼料・敷料として活用する。

○稲わらは、野菜・果樹生産の敷きわら等として活用する。

国のガイドライン　22番

9 環境保全 省エネを心がけていますか

環境保全の推進や経営コストの削減の観点から、農作業上のエネルギー節減は重要な課題です。施設・機械・器具等の導入の際は、エネルギー消費を抑えるものを選択するなど、積極的に省エネに取り組みます。

達成水準

常にエネルギー消費を抑えようという意識を持っている

取組例

○不必要な照明を消灯する等して、電力の消費を極力抑えるように心がける。

○機械類等を購入・導入する際には、エネルギー効率の良い機種を選択する。

○機械・器具は適切に点検整備を行う。

○施設の破損箇所は補修する。

○電球の更新時には、省エネタイプを積極的に採用する。

国のガイドライン　23番

10 食品安全 環境保全 倉庫やゴミ置き場などは、鳥獣などが集まってこないように管理していますか

鳥獣被害の発生を抑えるためには、鳥獣の餌やすみかを提供せず、繁殖・集合させないことが重要です。作物残さなどの管理を徹底するほか、必要に応じ、防護柵、防鳥網の設置などを検討します。

達成水準

鳥獣を引き寄せないように、作物残さ等は管理された場所に保管している

取組例

○農産物及び廃棄物の管理を徹底して鳥獣等を引き寄せないようにする。

○作物残さ等をほ場に還元する場合、深くすき込むなどの配慮に努める。

○放任された果樹などが近隣にある場合、除去する。

○鳥獣等を捕獲する場合は、市町村の担当課に確認した上で実施する。

国のガイドライン　24番

11
労働安全

危険を伴う作業を把握し、事故回避のための対策をとっていますか

農作業の安全を確保するため、作業工程上の危険ポイントを把握し、回避するための方法を学ぶことは、非常に重要です。特に、未熟な担当者に対しては、作業に習熟するまで十分に訓練します。

達成水準

危険を伴う作業を把握し、その回避に向けた研修・訓練等を行っている

取組例

○農作業の危険について話し合う場を設け、危険な作業について把握する。

○把握した危険な作業に関する勉強会を開催したり、機械メーカー等が開催する外部講習会に参加する等して、作業を習熟し、事故発生リスクの低下に努める。

※県でも「農業機械利用技能者養成研修」等の研修会を開催している。
相談先：埼玉県農林部農業支援課　経営体支援担当（電話　048-830-4055）

国のガイドライン　25番

12
労働安全

農作業事故の危険が高い場所には、注意表示を掲示していますか

農作業上、危険が高い作業・場所等には、危険回避のための手段を明記する等した注意を喚起する看板等を表示します。これは、普段作業をしていない者が危険にさらされることの予防にもつながります。

達成水準

危険な作業・場所等には、注意喚起の看板等が設置されている

取組例

○危険箇所には表示板を設置する等、分かりやすい工夫をする。

○日頃から危険箇所についての確認をするように意識をする。

○看板の設置などが難しい場合、危険な作業の開始前に、危険ポイントの再確認を徹底する（朝礼での口頭注意、危険箇所の指差し確認などを実践）。

国のガイドライン　25番

13 労働安全

農作業事故を未然に防止するために、作業環境の改善を行っていますか

軟弱な路面や手すりの無い高所など、普段気をつけながら作業をしている場所には、事故発生の危険が潜んでいます。気付いたときに、早めに対策をとるようにします。

達成水準

農作業事故防止のための作業環境改善を行っている

取組例

○機械を扱うような危険の高い作業や、危険箇所について把握をし、地図などを作成する。

○農道の地盤が悪い場合は補強をしたり、路肩に草が生い茂っている場合は定期的に草刈りをしたりする。交通事故が多い道路の場合は、危険回避のためカーブミラー等を設置する。

○高所作業が必要な場所は、手すり、柵、滑り止め等を設置する。

国のガイドライン　28番

14 労働安全 ケガや機械の故障など、トラブルが発生したときの連絡先を、リストにまとめていますか

トラブルが発生したときに、事前に連絡先などをリスト化しておけば、慌てず、速やかに対応することができます。

達成水準

非常時の連絡先リストを作成し、目立つ場所に掲示（若しくは保管）している

取組例

○内部で農作業事故に関する研修会を開催し、表示の位置等についての確認を予めしておく。

○表示の際には、文字以外にも絵や図を取り入れ、対応手順等を分かりやすくする。

○トラブルの状況によっては携帯電話などが使えない場合（破損、水没、紛失など）もあるので、いつでも見えるように掲示する。

※連絡先リストに記載する連絡先としては、警察、消防、病院（診療科別、夜間･休日）、農協、環境管理事務所、農林振興センター、出荷先などが想定される。

15
労働安全

農薬・肥料・燃料などの農業用資材は、整理整頓し、適切に保管していますか

農業用資材は盗難防止や火災予防等の目的で、鍵のかかる保管場所に整理整頓して保管する必要があります。また、農薬や肥料等は、ラベル・袋の汚損等により、内容物が分からなくなることを避ける必要があります。

達成水準

資材保管場所は整理整頓し、毒劇物等は法令に従って適切に管理する

取組例

○毒劇物は、普通物と分けて鍵のかかる保管庫に適切に表示・管理する。

○収穫した農産物等と農薬や肥料が接触しないように別々に管理する。

○農薬や燃料がこぼれた時のために、砂や清掃器具を備えておく。

○硝酸アンモニウムのような爆発する可能性のある物質は法令等に従って管理する。

○５００ｋｇ以上の生石灰を保管する場合は、消防署へ消防法上の届出を提出する。

○肥料袋が破れた場合は、大きな容器に移し替える等、適切に対応する。移し替えた場合は、容器等に肥料名等がすぐわかるようなシール等を貼っておく。

国のガイドライン　31番

16
食品安全
労働安全

農薬は、他の容器に移し替えないようにしていますか

農薬の移し替えは、他の農薬との取り違えや誤飲といった事故が起きやすくなります。

達成水準

農薬の移し替えは行わない

取組例

○農薬を他の容器に移し替えない。特に、牛乳やジュース類の容器に移し替えると間違って飲む可能性があるので、絶対に行わない。

国のガイドライン　31番

17
他（全般）

登録のある品種の利用条件を把握していますか

登録のある品種の権利は、権利者の承諾・了解を得る必要があります。特に、私的な取引で種子を入手する場合には、その利用条件を確認しておきます。

達成水準

種子は、正規のルートで入手する
私的な取引で入手する場合には、その品種の利用条件を確認している

取組例

○登録品種の種苗を利用・譲渡する時は、権利者の許諾・了解を必ず得る。無断で他の農家に譲渡したり、海外へ持ち出したりしない。

○契約で自家増殖が禁止されている場合は、権利者の利用許可を得る。

国のガイドライン　35番

18
他（全般）

地番、面積、所有者や契約条件など、ほ場に関する情報を一覧にまとめていますか

ほ場は、農業経営の最も重要な経営基盤です。地番、面積、借り入れている場合は所有者や契約条件などを一覧にしておき、営農・農作業における重要な情報源とします。

達成水準

生産ほ場の一覧を作成し、活用している
農地の取得や借入、利用状況等について、違法性が無いことを確認する

取組例

○ほ場や施設には番号・名称等を付けて分かりやすく区別しておく。

○面積や栽培履歴等を管理するための台帳等を作成し、作業時に有効活用する。

○ほ場周辺の建物等、ほ場周辺の履歴についても記録をしておく。

○農地の貸借契約や利用状況（転用など）について、農地法や農業経営基盤強化促進法など関係法令上の違反が無いことを、農業委員会等で確認する。

国のガイドライン　36番

19 農薬や肥料の在庫を把握していますか

他（全般）

農薬や肥料は、まとめて購入し、計画的に使用することにより仕入れコストが低下します。また、在庫管理台帳等を作成し、常に在庫量を把握することにより、農薬の期限切れなどの無駄をなくします。

達成水準

農薬や肥料等の在庫を管理台帳等に整理することにより、常に把握している

取組例

○農薬や肥料の在庫について台帳等を作成し、保有している農薬や肥料の在庫を把握することで、購入時等の参考とする。

国のガイドライン　37番
38番

20 農業資材の購入伝票は、ファイルなどに整理し、保存していますか

他（全般）

農業資材の購入伝票は、資材に由来する事故があった時に、その資材がどこからいつ購入したものなのかを調べるための重要な情報源です。

達成水準

資材の購入伝票は、必要に応じて確認できるよう、整理して保存している

取組例

○以下の資材等を購入した場合は、伝票を保存し、問題があった場合に購入先等がすぐに分かるようにしておく。

・種子、苗
・土壌改良資材（たい肥、その他）
・肥料
・農薬

国のガイドライン　39番

21
他（全般）

チェックリストを基に、定期的に自己点検を行っていますか

自己点検により、自分の営農に不備や改善点がないか確認します。点検の結果、改善を要すると考えられた場合、普及指導員や営農指導員に相談すると精度の高いものとなります。

達成水準

年に１回以上、チェックリストを使った自己点検を行っている

取組例

○自己点検の精度をあげるため、改善方策などは営農指導員・普及指導員等の指導者に相談する。

○点検が終わったら、問題点等を記録しておく。

○年に１回以上自己点検を行うことで、改善点を把握し、ＧＡＰの目的を理解する。

国のガイドライン　43番

22 他（全般）

他の人に点検をしてもらい、その結果を基にした改善活動を行っていますか

自己点検だけでは気づかない問題点が、他の人からの点検で見つかる可能性があります。集団で取り組んでいる場合は、メンバー間で点検を行う等、他者に点検してもらい、改善活動に活かします。

達成水準

他者からの点検を受け入れた改善活動を行っている

取組例

○集団で取り組んでいる場合は、産地のリーダー等が内部点検を行うことで、自己点検では見つけられないような客観的な問題点を把握する。

○第二者点検（取引先等による点検）、第三者点検（認証機関等による点検）についても活用を検討する。

国のガイドライン　43番

23 点検の結果、改善が必要なことが発見されたら、早急に対処しましたか

他（全般）

点検の結果把握された営農上の不備や改善点は、改善方法を検討し、早急に対処します。是正が完了したら、その方法や完了した日付を記録しておきます。

達成水準

点検の結果、改善が必要な事項があった場合、早急に対処している

取組例

○点検の結果、改善が必要な事項が見つかった場合、適宜改善を行う。また、改善が完了した場合は、その内容と完了日などを記録しておく。

○改善が必要な事項について、重要性や緊急性、実現可能性などを考慮しながら早期の対処を心がける。

国のガイドライン　43番

24
食品安全
他（全般）

出荷記録を、自分で作成・保存するか、販売委託先に依頼していますか

出荷に関する記録は、その農産物が消費されると想定される期間保存し、事故の発生に備えます。なお、農協等に販売を委託している場合は、出荷記録の作成と保存についても農協等に依頼します。

達成水準

出荷に関する記録を一定期間保存する等して、万一の事故発生に備えている

取組例

○農産物を出荷する場合は、以下について記録をした台帳等を作成する。

・品名
・出荷又は販売先の名称及び所在地
・出荷又は販売年月日
・出荷量または販売量

○記録は流通実態に応じた期間設定をして保存する。

○農協等に販売を委託している場合は、出荷記録の作成と保存についても依頼する。

国のガイドライン　40番

25 出荷記録以外については、取引先などからの求めに対応できる期間、保存していますか

他（全般）

万一の事故発生時には、出荷記録以外に、栽培記録や農薬の購入伝票などを、出荷先から求められる可能性があるので備えておきます。また、確定申告の証拠書類など、法定の期間保存が求められる書類もあります。

達成水準

出荷記録以外の記録は、取引先等からの求めに備え、整理・保存している

取組例

○農産物の出荷に関する記録以外の記録は、取引先等から求められた期間は最低保存し、必要に応じて合理的な保存期間を設定する。

○万一の事故発生時に備え、出荷・販売停止、回収を迅速に行えるようにマニュアルを作成しておく。出荷等を委託している場合は、出荷先に対応手段があるか確認する。

国のガイドライン　44番

26 用途限定米・食用不適米は、きちんと区分して取り扱っていますか

他（全般）

飼料用米やかび米など、特別な用途に用いる米や食用不適米については、保管から販売まで、明確に区別できるよう取り扱うことが義務づけられています。

達成水準

用途限定米や食用不適米が、他の米穀とはっきり区分して取り扱われている

取組例

○繁忙期で倉庫の収容能力が不足する場合など、やむを得ない事情がある場合を除き、一般の米穀と区分して別棟で保管している。

○包装又は容器に、その用途を示す表示を付ける。

国のガイドライン　41番
42番

27
食品安全

農薬は、登録を確認し、容器に書かれている使用条件を守っていますか

農薬取締法を守って正しく農薬を使用することにより、農産物の安全性を高めることが目的です。不適正な使用は、自分だけでなく周辺の生産者にも大きな影響があります。自分の経営を守る上でとても重要な項目です。

達成水準

農薬使用時には、必ず容器に書かれている使用条件を確認している

取組例

○農薬使用前に、農薬の容器・包装の以下の表示内容を確認する。

- 使用できる対象農作物
- 希釈倍率や使用量
- 使用できる時期と回数
- 有効期限
- 使用上の注意

○農薬登録の最新情報を農薬販売店やインターネット上から入手するよう努める。

○他者に農薬を販売したり譲渡したりしない。

国のガイドライン　2番
4番

28 農薬散布に利用する器具類は、使用のたびにしっかり点検し、使用後はよく洗っていますか

食品安全
労働安全

タンクや配管に農薬が残っていると、次回の防除の際に混入する恐れがあるので、よく洗浄します。また、点検・整備により散布ムラを防いだり、散布機の故障を防止し、適正に農薬を散布できるようにします。

達成水準

防除器具類を使用する際は、使用前後の点検及び使用後の洗浄を行っている

取組例

○防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に特に注意して、十分に洗浄する。

○農薬や肥料の散布機械は、性能通りの機能が発揮できるように年に１回以上整備を行う。

○作業前及び作業後の点検を習慣づけ、問題が見つかった場合は修理をするなど適切な対応をとる。

○機械導入時に、型式検査合格証票あるいは安全鑑定証票があるかを確認する。

○指定のある定期交換部品は、必ず定期的に交換する。

国のガイドライン　3番
29番

29
食品安全
環境保全

周りのほ場に農薬が飛び散らないよう、十分に注意していますか

周りのほ場にある、自分または他人の農産物に、登録のない農薬を付着させないようにすることが目的です。周りのほ場との距離や天候等を考慮し、噴出の勢いや散布の高さに注意して作業します。

達成水準

防除の際は、気象条件や農薬の性質などを考慮して、周辺への影響をできる限り低減する努力をしている

取組例

○病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめて農薬を散布する。

○近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に農薬を散布する。

○飛散が少ない剤型の農薬を用いる。

30 体調が優れない状態での作業は控えていますか

食品安全
労働安全

体調が優れない状態での作業は危険なだけでなく、伝染性の病原菌等が農産物に付着するおそれもあることから、控えます。

達成水準

体調が優れない状態での作業は控えている

取組例

○やむを得ず作業をする場合には、感染症の疑いいかんに関わらず、マスクや手袋など、衛生面に配慮した服装を徹底する。

○管理者が主導して、あるいは外部から講師を呼んで、衛生・健康・安全等に関する講習会等を定期的に実施する。

国のガイドライン　26番

31 農産物の品質低下を防ぐ工夫をしていますか

食品安全

収穫した米は、すみやかに乾燥調整を行うなど、品質低下を招かないようにします。また、施設は清潔を維持し、カビ等が発生しないよう留意します。

達成水準

ヤケ米、カビ米などの品質低下を招かないよう、適切に施設を運用している

取組例

○乾燥調整施設では、高水分籾を長時間放置しない（ヤケ米の発生防止）。

○乾燥調整貯蔵施設では、毎日定時に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候が無いことを確認する。

○施設の清掃、補修を徹底する。

○万が一、カビの発生などが見られた場合には、地域を管轄するＪＡや農林振興センターへ連絡し、指示を仰ぐ。

国のガイドライン　7番

32 食品安全 収穫・乾燥調整時に、異物混入による汚染や異品種混入などの防止に努めていますか

異物混入による汚染や異品種混入を防止するため、収穫や乾燥調整に用いる機械や施設は、使用前に適切に清掃し、内部に残留物の無いことを確認します。

達成水準

異物混入や異品種混入を起こさない

取組例

○収穫機械は、使用前に清掃し、できるだけ内部の残留物や汚れを取り除く。

○調整作業を行っている期間は、清掃して作業場の清潔を保つ。

33 環境保全他（全般）

散布農薬は、必要量をしっかり計算した上で計量をし、その都度使いきっていますか

農薬は、適切に使用しないと十分な効果が発揮されません。また、経営管理の面や環境への影響の面からは、農薬使用量は必要最低限が望まれます。そのため、吐出量や面積を考慮した適切な農薬調整が必要です。

達成水準

農薬調整時には、散布面積等から必要量を把握し、適切な器具を使い調整する

取組例

○作物の生育段階にあわせた薬液量を算定し、用意する。

○農薬の量を量る際は、計量カップや台秤等の計量器具を使用して正確に量りとる。

○農薬散布の開始時に、時間当たりの散布量を確認する。

○農薬の調製時に原液のビンが空になった場合は、調製用の水で洗浄し、洗浄液を調製タンクに入れる。

34 環境保全 病害虫抵抗性品種の活用や、初期防除の徹底など、農薬散布を減らす努力をしていますか

化学農薬は適切に使用すれば、人の健康や環境に悪影響を与えるものでありません。しかし、食用作物を対象とし、環境中に大量に放出することを考えると、使用は慎重に検討し、使用量の削減を図る必要があります。

達成水準

農薬使用量削減につながる技術を積極的に導入している

取組例

○発生予察情報等を活用し、病害虫の発生状況を把握したうえで、被害が生じると判断される場合に防除を行う。

○防除の際には農薬だけでなく、対抗植物、被覆技術、マルチ栽培技術等の技術を導入するなどして効果的で効率的な防除を心がける。

○病害虫や雑草に農薬の耐性が生じないように防除計画を立てる。

○農薬適正使用アドバイザーの認定講習に積極的に参加する。

相談先:埼玉県農産物安全課 農薬･植物防疫担当（電話048−830−4053）

国のガイドライン　11番
12番
13番

35
労働安全

危険を伴う作業は、基本的に熟練者や資格を有する者が行うようにしていますか

作業者の安全を確保するため、危険な作業は熟練者が行うようにします。慣れない作業者が作業する場合には、単独では行わせず、熟練者が補助するようにします。

達成水準

作業は熟練者が行い、育成が必要な作業者に対しては熟練者が指導する
妊産婦や年少者に危険性の高い作業を割り当てない

取組例

○機械作業や化学物質等を取り扱う必要がある場合は、必要な資格を有する者以外は絶対に作業を行わない。

○危険な作業を行う場合には、一人だけでの作業をなるべく避ける。

○農業においては、一般事業と異なり労働基準法の一部適用除外があるが、労働基準法を尊重して以下のような管理指導を行うように心がける。

・妊娠中であったり、産後１年を経過していないような女性には、妊娠又は出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼす作業（重量物の扱いや薬剤の取扱いなど）を割り当てない。

・年少者（１５歳以上１８歳未満）は、夜遅くまで作業をさせないようにする。

○熟練者であっても、酒気帯びや薬剤の影響下にある場合などは、危険な作業を行わせないように配慮する。

国のガイドライン　26番

36 労働安全 農作業安全をよく考慮した服装で作業していますか

農業は様々な環境下での作業があります。暑さ、寒さへの対応だけでなく、危険を回避するための防護服などを用意する必要があります。

達成水準

作業の特性に合わせた作業着を準備し、着用している

取組例

○機械を取り扱う時は、巻き込みを避けるために袖口の締まった服を着る。

○農薬防除の際には、必ずマスクやゴーグル等の防護具を着用する。また、マスクを着用する際は、使用する農薬に適したものを選択し、保証期限内であることを確認する。

○夜間作業をする場合には、ヘルメットや作業服に反射テープ等を貼付し、目立つ服装とする。

○騒音の激しいところでは耳栓、粉じんが発生するところでは防塵マスクを着用するなど、作業環境に合わせて対応する。

○防除作業後は、次回の作業に備え、作業服や防護具をよく洗浄し、保管する。

国のガイドライン　27番

37 労働安全

農業用機械は、使用説明書をよく読み、内容を理解してから、安全に留意して使用していますか

農業用機械を正しく扱うことは、農作業安全の重要なポイントです。取扱説明書をよく読み、使用方法を習熟するとともに、必要に応じていつでも説明書を取り出せるよう保管します。

達成水準

機械・器具類の使用方法の習熟を徹底し、取扱説明書をきちんと保存している

取組例

○取扱説明書の付いているものは、熟読をし、いつでも目を通せるように大切に保管しておく。

○乗用型トラクターなど左右独立ブレーキが付いた機械を操作する場合は、走行時に左右のブレーキペダルを連結させる。

○脚立を使用する場合は、開き止め等の固定器具を確実にロックする。

○安全装置の使い方など、取扱方法の情報は極めて重要なので、中古の機械を譲り受け、使用説明書が無い時などは、販売代理店、メーカーホームページ若しくはその機械の作業に熟練した者等から情報を入手する。

○トラクター等の農作業に用いる車を公道で走らせる場合は、「大型特殊自動車免許」を取得する。

○従業員を雇っている場合は、従業員の免許の有無及び更新日を把握しておく。

国のガイドライン　29番
30番

38 農薬や肥料の使用簿をきちんと記録していますか

食品安全
他（全般）

農薬や肥料の使用記録は、安全生産の重要なポイントです。万が一の事故の場合、この使用記録台帳が、自分や家族を守る防波堤となります。そのため、詳細かつ正確に、もれなく記録します。

達成水準

農薬や肥料の使用記録を、もれなく台帳に整理している

取組例

○農薬を使用した場合は、台帳等に以下の項目を記入し、必要に応じて利用できるようにしておく。
- 使用年月日　・場所
- 農作物等　・農薬名
- 単位面積　・使用量または希釈倍数

○肥料を施用した場合は、台帳等に以下の項目を記入し、必要に応じて利用できるようにしておく。
- 施用年月日　・場所
- 農作物等　・肥料の種類
- 施用量

国のガイドライン　37番
38番

39 食品安全 カドミウム・ヒ素などの有害物質による、土壌汚染等が無いことを確認していますか

埼玉県内には『農用地の土壌の汚染防止等に関する法律』に基づく農用地土壌汚染対策地域はありませんが、自然由来の低レベルな有害物質は存在しています。また、廃棄物の埋め立てなどによる有害物質の漏出などがないか、農地の来歴を確認する必要があります。

達成水準

汚染の恐れが無いことを確認している
（汚染の恐れがある地域の場合）汚染回避対策をとっている

取組例

○ほ場のある場所周辺で、有害物質を排出するような事業所が無いことを確認する。

○有害物質の埋設などの過去が無いか、農地の来歴を確認する。

○客土した農地やその周辺では、有害物質による汚染が無いことを確認する。

○有害物質による汚染が判明した場合、土壌の入れ替えや栽培管理による汚染回避技術の導入を行う。

国のガイドライン　6番

40
環境保全

住宅地や人通りの多い道路などが、ほ場の近隣にある場合、周辺に配慮して農薬を使用していますか

農薬散布を実施する場合には、ほ場周辺の居住者や通行人とのトラブルを未然に防ぐため、時間帯や気象条件に注意します。また、苦情があった場合には、可能な限り改善に向けて対処します。

達成水準

農薬散布の際は、近隣からの苦情が発生しないよう配慮している

取組例

○ほ場周辺の居住者等を対象に、事前に農薬使用の目的や散布日時、使用する農薬の種類等について情報提供を行う。

○農薬を散布する際は、近隣に影響が少ない気象条件や時間帯を選択する。

○万が一苦情があった場合には、その内容（日時、天候、苦情の内容など）を記録するとともに、苦情者と相談し改善に向けて対処する。

国のガイドライン　14番

41
労働安全

農作業中の事故の発生などに備えて各種保険に加入していますか

労災保険に加入することは、従業員だけでなく、自分の経営や家庭を守ることにもつながります。

達成水準

従業員がいる場合、労災保険に加入している

取組例

○法人経営の場合は、従業員が１人でもいる場合、必ず労災保険に加入する。

○法人経営でなくても、常時雇用している従業員が５人以上の場合は、必ず労災保険に加入する。従業員が５人未満であっても必要に応じて労災保険に加入する。

○不明な点は、最寄りの労働基準監督署に相談する。

国のガイドライン　33番

42 環境保全 強い雨などで土が流れ出してしまうようなほ場の場合、流出防止の対策を取っていますか

作土層の維持は、作物を健全に生育させるために重要です。降雨等で表土が流亡しやすいようなほ場では、流出を軽減する取組が必要です。

達成水準

土壌の浸食を受けやすいほ場では、浸食を軽減する取組を活用する

取組例

○傾斜地の場合、作業場の安全が確保できることを条件に、斜面に対して直角方向に耕耘するなどして、斜面の上側に耕起する。

○作付のないときに地表面が裸にならないよう、植物で覆う（草生栽培などの実施）。

○たい肥の施用等によって土壌の透水性を確保し、表土の流亡を防止する。

国のガイドライン　19番

43 労働安全 大規模な乾燥調整･貯留施設を設置している場合、その管理者とオペレーターの責任分担を明確化していますか

大規模な乾燥調整・貯蔵施設を設置している場合、その施設管理体制を整備して、事故発生時の対応やオペレーターの資質向上などの責任を負う者を明らかにする必要があります。

達成水準

施設の管理運営体制を整備し、施設運営上の責任の所在を明らかにしている

取組例

○施設の管理運営体制を整備し、施設の運営上必要な判断を行う責任者を明確にする。
（例：「乾燥施設において、翌日の荷受の可否、荷受量の判断は管理者が行う」など）

○施設の管理者は、施設の操作や異常事態に備えた十分な知識や判断力を身につける。

○施設の管理者は、研修の実施等により、オペレーターの資質向上に努める。

国のガイドライン　32番

44 育成した品種・開発した技術・ブランド名などは、知的財産権を取得していますか

他（全般）

自分の育成した品種や開発した技術は、貴重な財産です。自分や地域の農業発展のために、権利関係をしっかりと守ることが重要です。

達成水準

知的財産を保有している場合、自己のものとして権利関係を取得している

取組例

○『他人にまねできない技術』や『自分で育成した品種』などがある場合、弁理士、弁護士に相談する。種苗登録であれば行政書士でも可。

○ブランド名を表示する場合は、他者の商標を侵害していないか確認し、商標登録を行う。

国のガイドライン　34番

MEMO

参考様式（ほ場一覧）

名前

平成　　年度管理ほ場一覧

番号	地番（呼称）	管理の詳細						作付予定作目	備考
		区分	所有者	面積	借地代	契約期限	支払日		
		自己所有・借受・作業受託		㎡	円俵	年　月	月　日		
		自己所有・借受・作業受託		㎡	円俵	年　月	月　日		
		自己所有・借受・作業受託		㎡	円俵	年　月	月　日		
		自己所有・借受・作業受託		㎡	円俵	年　月	月　日		
		自己所有・借受・作業受託		㎡	円俵	年　月	月　日		
		自己所有・借受・作業受託		㎡	円俵	年　月	月　日		
		自己所有・借受・作業受託		㎡	円俵	年　月	月　日		

参考様式（農薬記録票）			農薬名			
受入		払出		在庫量	圃場番号	対象作物
日付	数量	日付	数量			
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				
/		/				

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

相談窓口

相談先		住所	電話番号
さいたま農林振興センター	管理部地域支援担当	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5	048-822-2492
	農業支援部技術普及担当		048-822-1007
川越農林振興センター	管理部地域支援担当	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設5階	049-242-1808
	農業支援部技術普及担当		049-242-1804
東松山農林振興センター	管理部地域支援担当	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1	0493-23-8532
	農業支援部技術普及担当		0493-23-8582
秩父農林振興センター	管理部地域支援担当	〒368-0034 秩父市日野田町 1-1-44	0494-24-7211
	農業支援部技術普及担当		0494-25-1310
本庄農林振興センター	管理部地域支援担当	〒367-0026 本庄市朝日町 1-4-6	0495-22-6156
	農業支援部技術普及担当		0495-22-3116
大里農林振興センター	管理部地域支援担当	〒360-0831 熊谷市久保島 1373-1	048-523-2812
	農業支援部技術普及担当		048-526-2210
加須農林振興センター	管理部地域支援担当	〒347-0054 加須市不動岡 564-1	0480-61-3404
	農業支援部技術普及担当		0480-61-3911
春日部農林振興センター	管理部地域支援担当	〒344-0038 春日部市大沼 1-76	048-737-2134
	農業支援部技術普及担当		048-737-6311

埼玉県農林部農産物安全課　有機・安全生産担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂３－１５－１

電話 048−830−4057